社外役員に係る独立性判断基準の概要

- 1. 当行またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人(以下、「業 務執行者」という)、またその就任前10年間における業務執行者ではないこと
- 2. 当行の現在の主要株主(注1)、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人、また最近5年間におけるそれらの者ではないこと
- 3. 当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人ではないこと
- 4. (1)当行又はその子会社を主要な取引先(注2)とする者又はその親会社若しくは重要な子会社、 又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者、また最近3年間における 業務執行者ではないこと
 - (2) 当行の主要な取引先(注3)である者又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者、また最近3年間における業務執行者ではないこと
- 5. 当行又はその子会社から一定額(過去3年平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
- 6. 当行又はその子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員ではないこと
- 7. 現在の当行又はその子会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員等、また最近3 年間、当該社員として当行又はその子会社の監査業務を担当した社員等ではないこと
- 8. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、また、当行又はその子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム(注4)の社員等ではないこと
- 9. 上記1~8に該当する者(重要(注5)でない者を除く)の近親者(注6)ではないこと
- 10. 独立性を有する社外役員として再任されるためには、通算の在任期間が12年間を超えないことを要する。ただし、社外役員としての貢献度合いや引き続き就任させる必要性の観点等から、指名・報酬等諮問委員会の答申も経た上で再任が適当と認められる場合には、通算の在任期間が12年間を超える者であっても独立性を有する社外役員として再任されることができる。

- 11. その他、当行の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
 - (注1) 総議決権の10%以上を所有する株主
 - (注2) 当行から、当該取引先における直近事業年度の年間連結総売上高の2%以上の支払がある先
 - (注3) 当行に対し、当行の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払を行っている 先
 - (注4) 過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当行又はその 子会社から受けたファーム
 - (注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会 計士や弁護士
 - (注6) 二親等内の親族